

## 未判定外来生物について

### 1. 法律の概要

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

#### 第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物(在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの(生きているものに限る。))をいう。以下同じ。))を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

(未判定外来生物)

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、別表第一に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)に属する生物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)及びその器官(飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。)とする。

(未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出)

第二十九条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

(1) 本来の生息地又は生育地の分布状況

(2) 文献その他の根拠を示す資料

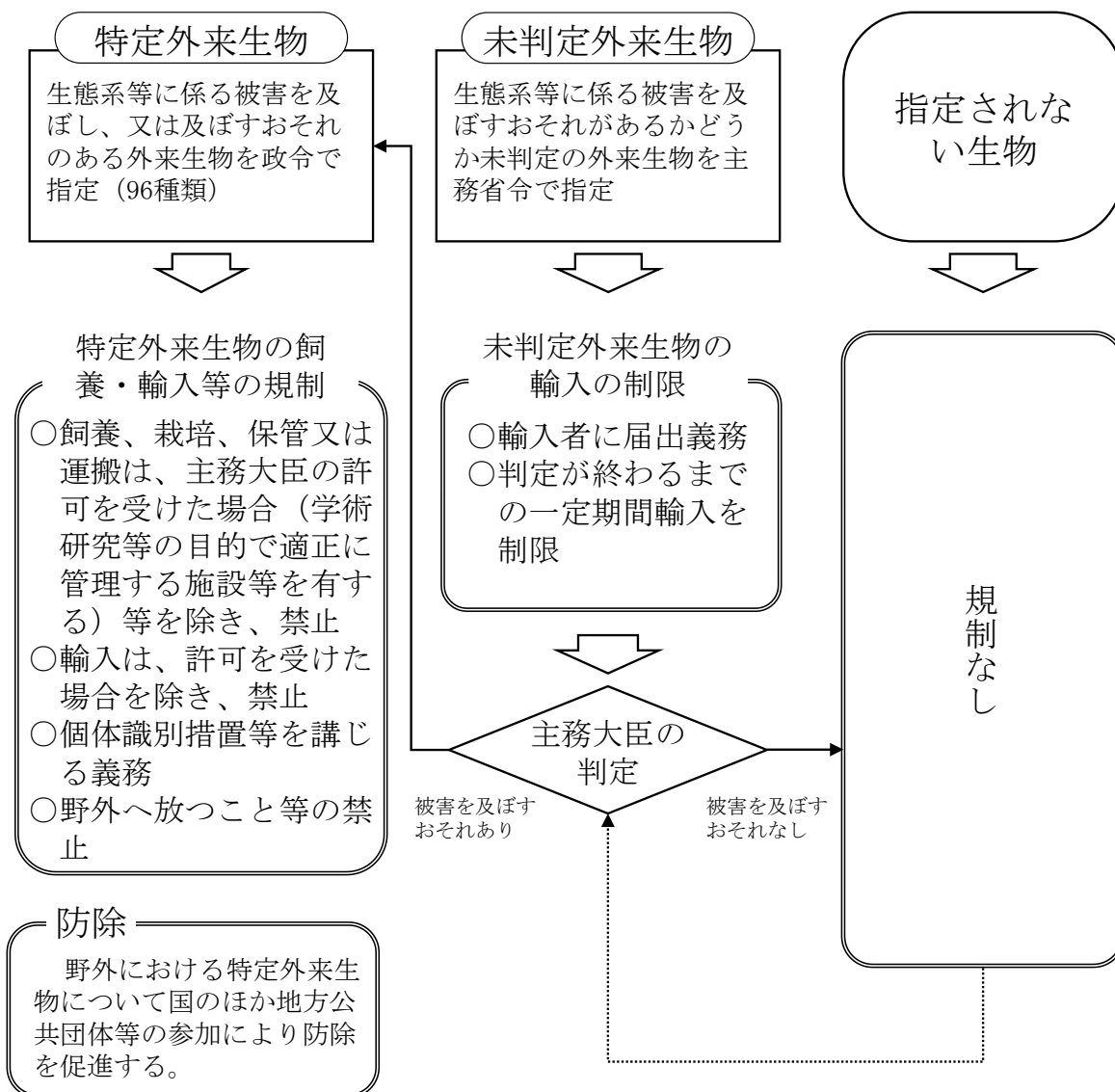
ニ その他既に入手している情報であつて提出が可能なもの

## 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要

### 目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

### 特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表



その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等所要の規定を整備する。

## 2. 特定外来生物被害防止基本方針における位置づけ

### 特定外来生物被害防止基本方針（抜粋）

#### 第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

##### 1 未判定外来生物

###### （1）選定の前提

ア 原則として、我が国に導入された記録の無い生物又は過去に導入されたが野外で定着しておらず、現在は輸入されていない外来生物を未判定外来生物の選定の対象とする。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対象としない。

###### （2）選定対象となる外来生物

未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告や被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。

###### （3）選定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴くものとする。

イ パブリック・コメント手続

未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物の選定を行うものとする。

ウ WTO通報手続

未判定外来生物の指定に当たっては、WTO・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、未判定外来生物の指定を的確に進めるものとする。

(4) 判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、原産国、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

(5) 判定の手続

届出があった場合は、第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、判定に支障がない範囲で判定期間を極力短くするよう努めるものとする。

(6) その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。